

平成29年度
大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員会議

日 時：平成29年5月26日（金）13:30～15:30

場 所：上川中部森林管理署会議室

次 第

1 署挨拶

2 議 事

- ① 平成29年度の活動について
- ② ボランティア巡視員の委嘱について

3 その他

- ・ WEB用名簿の作成について
- ・ 平成29年度活動計画の提出について

資料一覧

資料 1 大雪山森林生態系保護地域とは

資料 2 大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員マニュアル

資料 3 国有林利用の基本的なルール

資料 4 今後のスケジュール等について

参考 1 歩道の補修作業等において貸し出しが可能な物品

参考 2 大雪山における歩道の修繕等ボランティア活動に対する記念品の配布について

参考3 大雪山国立公園におけるトイレの現状

資料 1－1

大雪山森林生態系保護地域とは

1 森林生態系保護地域とは

国有林においては、大正4年に発足した保護林制度により、学術的研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等を目的とする森林の保護に努めている。

保護林制度は平成元年に再編・拡充され、森林生態系を丸ごと保護する制度として、森林生態系保護地域が制度化された。森林生態系保護地域は我が国の森林帯を代表する原生的な森林の保全を目的として、原則、500ha以上でコアとバッファーの考え方を導入し、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として、国有林野管理經營規程に基づき、森林管理局長が設定している。

大雪山森林生態系保護地域は、平成6年に1月に大雪山忠別川源流部森林生態系保護地域として設定され、その後、平成19年より開催された生物多様性検討委員会の答申を踏まえ、大雪山・日高山脈森林生態系保護地域等設定委員会で森林生態系保護地域及び緑の回廊の拡充に係る検討が行われ、平成23年度に拡充し、名称も大雪山森林生態系保護地域に変更している。

日本の世界遺産の自然遺産地域では、そのすべてで森林生態系保護地域が設定されています。

2 大雪山森林生態系保護地域設定報告書（H22、抜粋）

4 森林生態系保護地域の管理と利用に関する事項

4.1 森林生態系保護地域の管理に関する事項

(1) 保存地区の森林については、原則として人手を加えず自然の推移に委ねるものとする。

(2) 保全利用地区の森林については、保存地区の森林の外部からの影響を直接及ぼさない緩衝の役割を果たすものであり、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。ただし、人工林においては天然林への移行を図るための複層林施業等ができるものとする。また、枯損木及び被害木の伐倒、搬出については、入林者の安全の確保等に必要なものに限り、その他は原則として自然の推移に委ねるものとする。

また、森林の教育的利用、森林レクリエーションの場として必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定主旨に反しない範囲で設置することができるものとする。

(3) 森林生態系保護地域の状況を的確に把握し、今後の適切な保全・管理に反映するため、原則として5年に一度、モニタリング調査を実施するとともに、モニタリング調査の結果については、植生保護・回復や外来種対策など必要な対策を講じるなど森林生態系保護地域の保全・管理に適切に反映させるものとする。

(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、森林生態系保護地域については、次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。

ア 生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の理由により必要と認められる行為

イ 非常災害のため応急措置として行う次の行為

① 山火事の消火等

② 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ 既存の林道、歩道（登山道）等の維持修繕

オ エゾシカ対策

森林生態系保護地域の植生に与える影響が著しい場合又は地域経済への影響が著しく地元市町村等から対応を求められ、かつ森林生態系保護地域で捕獲等を行う必要がある場合に限り、希少猛禽類等の生息に捕獲活動が与える影響について学識経験者から意見を聴いた上で、法令に基づく許可による捕獲等の受け入れ又は狩猟期間内における狩猟可能区域の設定等について関係機関との調整を図ることとする。

カ 植生保護・回復及び外来種対策

キ その他法令等の規定に基づき行うべき行為

4.2 森林生態系保護地域の利用に関する事項

保存地区においては、自然の改変をもたらさない範囲で登山等レクリエーション活動等を行うことができるものとする。

これに加え、保全利用地区においては、自然的条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用が行えるものとする。

4.3 その他留意事項

(1) 森林生態系保護地域において、自然公園計画等が樹てられる場合にあっては、森林生態系保護地域の設定の趣旨に従い関係機関との調整を図る。

(2) 森林生態系保護地域の適正な管理のためには、地元住民や登山者等の理解と協力が不可欠であり、普及啓蒙活動を行う等設定趣旨の徹底を図る。

資料 1－2

大雪山森林生態系保護地域 ボランティア巡視員マニュアル



平成29年5月版（案）

林野庁
北海道森林管理局
上川中部森林管理署



国民の森林・国有林

I 大雪山森林生態系保護地域巡視員の巡視普及活動

1 大雪山森林生態系保護地域巡視の必要性

大雪山地域では、森林生態系保護地域のほか国立公園に指定されるなど、貴重な自然、景観を有し、その価値を損なうことのないよう、森林生態系保護地域では保存地区、保全利用地区の管理区分に沿って、的確に保全を図ることとしている。

近年、登山ブームやインバウンドの増加などにより、森林生態系保護地域の入山者が増加し、人の入り込みによる歩道等の荒廃など自然環境及び生態系への影響が懸念されている。

このようなことから、森林生態系保護地域の管理の一環として、森林管理署職員、GSS（グリーン・サポート・スタッフ）等による地域内の巡視活動を適宜実施するとともに、広大な区域を管理するには十分とはいえないことから、これを補完するため民間のボランティアに巡視を委嘱するものである。

2 大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員

民間のボランティアによる大雪山森林生態系保護地域巡視員（略称：大雪山森林生態系巡視員、通称：ボランティア森林パトロール）は、上川中部森林管理署長（以下「森林管理署長」という。）が委嘱する。また、委嘱された大雪山森林生態系巡視員は、無報酬である。その役割は次のとおりとする。

1 巡視員の活動内容

- (1) 大雪山森林生態系保護地域設定報告書、管理経営計画等に定める行為に反しないように、入山者に対し啓発・指導を行う。
- (2) 林野火災、希少な高山植物の盗採等、森林被害を未然に防止するため、入山者に対し啓発・指導を行う。
- (3) 「森林環境を保全するため、入山者に対し「紙屑・食べ残し・空き缶」等ゴミの持ち帰りの啓発・指導を行う。
- (4) 保存地区においては、既存の歩道以外への入り込み、踏み荒らし等森林環境に影響を及ぼす行為を行わないよう啓発・指導に努める。

(5) 国立公園の歩道以外への入林者には、保全利用地区においては入林届の提出、保存地区においては入林承認申請を義務づけており、入山者には入林届等の写しの携行を義務づけているので、必要があれば、それらの提示を求め、内容を確認する。

2 大雪山森林生態系巡視員の巡視区域

森林生態系保護地域での巡視活動は原則として委嘱を受けた森林管理署長の管轄区域の森林生態系保護地域内とする。ただし、それ以外の国有林の区域についても巡視できるものとする。

3 巡視活動報告

巡視活動状況について、その内容を大雪山森林生態系巡視員日誌（別紙1）に取りまとめ、年1回、森林管理署または森林事務所へ報告する。

なお、大雪山森林生態系巡視員は巡視活動中に異常を発見したとき、または、啓発・指導及び注意等したにもかかわらず、それに従わない等目に余る行為があった場合は、その都度、「悪質行為を発見した場合の対応」（P6）により最寄りの機関へ連絡する。

4 大雪山森林生態系巡視員の装備

大雪山森林生態系巡視員には、森林管理署長が交付するボランティア森林パトロールの腕章及び巡視員証を交付するので、巡視時に携帯する。



5 巡視活動の届け出

(1) 年度活動予定の届け出

事前に年度ごとに当該年度の巡視活動予定届（様式）を森林管理署に提出する。なお、当該届出の提出を行った者は、国有林内で行うガイドツアー等経済活動を行う場合であっても、入林承認申請は不要である。

(2) 都度の届け出

巡視活動を行うに当たっては、通常の登山等と同様に、森林事務所等への入林届の届出、登山口等に設置している入林簿への記入のどちらかを行うとともに、登山を伴う巡視活動の場合は、登山計画書の提出を行う。（入林場所が他機関等への使用許可箇所については、被許可者の取扱に従う。）

(別紙1)

大雪山森林生態系巡視員日誌

巡視員名

(様式)

平成 年 月 日

平成 年度 巡視活動予定届

1 巡視員氏名

2 連絡先

電話

携帯

衛星携帯

E-mail

3 巡視期間等

① 月 日から 月 日

・巡視箇所（ルート）

・同行者

② 月 日から 月 日

・巡視箇所（ルート）

・同行者

③ 月 日から 月 日

・巡視箇所（ルート）

・同行者

④ 月 日から 月 日

・巡視箇所（ルート）

・同行者

3 悪質行為等を発見した場合の対応

巡視の際、悪質な行為または違法行為を発見した場合は、森林管理署へ至急連絡をする。

悪質行為等における連絡・通報図

巡視員

- ・希少な植物または大量の植物の採取痕、樹木の伐採後、施設の既存等の発見
- ・植物の採取等の違法行為に遭遇
- ・入林者等から身体への危害行為、脅迫行為を受ける
- ・その他緊急を要する事態の発生

事案発生・発見次第
至急連絡

取締り機関等

旭川東警察署
0166-34-0110

旭川市消防本部
0166-25-8270

上川消防署
01658-2-1040

大雪消防組合美瑛消防署
0166-92-2029

大雪消防組合東消防署
0166-83-0119

通報

上川中部森林管理署

0166-61-0206

(休日用 090-5222-6578)

E-mail:

h_kamikawachubu@maff.go.jp

西神楽森林事務所（志比内）

0166-61-0205

美瑛森林事務所（美瑛、朗根内）

0166-92-2063

上川森林事務所（茅刈別）

01658-2-2001

清川森林事務所

01658-2-1162

層雲峡森林事務所

大函森林事務所（大函、石狩）

01658-2-3322

連絡

関係機関

上川自然保護官事務所
01658-2-2574

東川自然保護官事務所
0166-82-5086

上川総合振興局環境生活課
0166-46-5924

上川町
01658-2-4058

東川町
0166-82-2111

美瑛町
0166-92-1111

連絡事項

① いつ（日時）

- ・何時頃、あったのか

② 場所はどこか

- ・所在地や目標となるものからの距離など

③ 行為者の特徴等

- ・行為者の性別、人数、特徴等

④ 何があったのか

- ・被害の程度（採取、伐採、毀損等）

※可能な限り写真をつける

⑤ 行為者の交通手段、帰路方向

- ・例えば、車の種類、色、ナンバーなど

⑥ 通報者（巡視員）の氏名、住所

- ・あなたの住所、氏名、電話番号など

4 緊急時の連絡

森林管理署は、自然災害の発生など、その情報を関係者に緊急的に知らせる必要がある場合には、メール等を使って情報連絡する。

5 遭難事故防止の心得

1 慣れた山でも慎重に行動

台風の被害等により山の様相が変った後は、入林は避けるとともに、安全第一に、無理な行動は避けること。

2 装備、携行品等は確実に携帯

山の天候は変わりやすく、たちまち霧や雨等になりやすいうこと、残雪などで迷いやすいことから万が一に備え、多めの食料、雨具、GPS、ライター、着替え等を必ず携行し、常に身体から離さないこと。

また、出来るだけ目立つ色の服装とするほか、早立ち、早帰りを守ること。

3 家族に対して連絡を確実に

入林した地点がわからないと早期の搜索・救助活動が出来ないので、家族や職場の人あらかじめ入林場所、帰宅時間などを話しておくこと。

4 高齢者はグループ行動

特に、65歳以上の高齢者の遭難が全遭難者の約4割を占めていることから、グループ行動に心がけ、はぐれないように声を掛け合うなど、お互いの位置を確認しながら行動すること。

5 熊による事故防止

特に、秋は熊が冬眠前の餌を求めて行動する時期もあり、活発な行動が予測されるので、ラジオ、呼笛、鈴等を携帯し、音を鳴らしながら歩くなど事故防止の工夫をすること。

6 遭難した場合の心得

道に迷ったり、グループからはぐれた場合は、できるだけ歩き回らずに、体力の保存に務め、捜索隊に自分の位置を知らせる工夫を考えること。(例:火を燃やして、煙をあげる。発見しやすい場所に移動する等)

6 入山者に対する接し方及び Q & A

1 巡視中に入山者に出会ったら（保存地区の場合）

「こんにちは」とあいさつの後、「大雪山森林生態系巡視員です」と名乗り、「どちらへおいでですか」と声をかける。

「ご苦労様、これからお帰りですか、気をつけてお帰りください。この地域は大雪山森林生態系保護地域の保存地区（コアエリア）ですので、既設の歩道以外に入るにはご遠慮いただいておりますのでご協力をお願いします。」

Q なぜ入ってはいけないのですか。

A 貴重な森林生態系として次の世代へ良好な状態で引き継ぐよう守っています。

Q 大雪山森林生態系保護地域にはどんな法律のネットが被っているのですか。

A 一つは、自然公園法により定められた大雪山国立公園の特別保護地区になっています。（環境大臣が指定・管理。）

一つは、森林生態系保護地域となっています。（林野庁が国有林野經營規程により設定・管理。）

一つは、大雪山全域が特別天然記念物に指定され、シマフクロウ、クマゲラなど生息・生育する動物、植物、昆虫が天然記念物（文部科学大臣が文化財保護法により指定）に指定されています。

法的な一定の行為を行う場合は、環境省・北海道森林管理局・文化庁（窓口は市町村）への申請及び許可が必要になります。

「入林」については、国立公園施設は、原則、手続きは不要です。国立公園施設以外への「入林」の手続き（入林届、入林承認申請）は管轄する森林管理署（森林事務所）へ届出・申請することになります。

Q どの法律で、既設の歩道以外の立ち入りは駄目と決められているのですか。

A 特に、法律で定められているものはありません。しかし、保存地区（コアエリア）については、原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとしていますので、既設の歩道を利用した登山はできますが、それ以外の

入林については、入林の許可を得た方以外は入林できないこととしています。

これは、北海道森林管理局が設置した大雪山・日高山脈森林生態系保護地域等設定委員会の学識者等委員の方々による会議の結論を得て規制の態様を決めたものですので、ご協力ください。

Q もし歩道以外に立ち入れば罰せられるのですか。

A かけがえのない大雪山の自然を、次の世代に良好な状態で残したいと考えて、巡視していますのでご理解とご協力をお願いします。

悪質な行為については何らかの措置を行う場合があります。

Q 溪流歩きや魚釣りも駄目なのですか。

A 溪流歩きも登山として扱っており、入林届を出して、入林できます。登山をする場合は、別途、警察への登山計画書の提出が必要です。保存地区では既存の歩道以外の入り込みをご遠慮いただいているので、溪流歩きについても自然へのインパクトを最小限にしていただくようお願いしています。

また、魚釣りについては、原生的な森林生態系が壊されることが心配されますのでご遠慮いただいている。

Q 森林生態系保護地域になって、既設の歩道以外に入れないのであれば、なんのための国立公園なのですか。

A 既存の歩道を利用した登山は可能です。

なお、森林とのふれあいや学習の場としてなら保存地区（コアエリア）に入らなくても保全利用地区（バッファエリア）や周辺地域、例えば黒岳、旭岳、望岳台などで体験や観察ができる場所がありますので、そこをご利用ください。

Q 山菜は採ってもよいですか。

A 山菜・タケノコ採りなど従来レクリエーション的に行われてきたものでも保存地区（コアエリア）はできません。

2 高山植物を採取していたところを見つけたら

よく説明し、納得させる。また、堀採ったものは元の場所へ植え戻しさせる。説得に応じない場合は、現行犯逮捕あるいは警察に告発することもあり得る。

Q 大雪山はどこで管理しているのですか。

A 大雪山は国有林と一部道有林で構成されており、森林生態系保護地域は全て国有林ですので林野庁の所管となっており、北海道森林管理局の上川中部森林管理署、上川南部森林管理署、十勝西部森林管理署東大雪支署がそれぞれ管理しています。道有林部分については、生態系保全の森として北海道が管理しています。

その他に、原生自然環境保全地域、国立公園及び国指定鳥獣保護区として環境省が、国指定特別天然記念物として文化庁がそれぞれ管理しています。

3 保存地区で既存の歩道以外に入林している人がいたら

ここは特別に、自然の推移にゆだねることとして管理する保存地区です。学術研究や取材などで入山する場合には入山できますが、そのためには入林承認証が必要です。お持ちでしたら見せていただけませんか。

Q これですね（提示）

A ありがとうございます。（必要があれば名前、年月日、連絡先をメモする。）

ご承知でしょうが、承認内容以外の行為はなさらないようお願いします。原則として人手を加えず自然の推移に委ねる場所ですので、自然環境に極力インパクトを与えないようお願いします。

Q ありません（提示がない場合）

A ここは、大雪山森林生態系保護地域の保存地区で、許可がないと既設の歩道以外は入林できないことになっていますので、既存の歩道か、周辺部をご利用ください。

Q せっかく来たのに、なぜ入れないのですか。

A 保存地区は、原生的な森林生態系を自然の推移にゆだね人の入り込みによる影響を最小限とすることにしている地域です。入林の目的によっては、入林を許可を受けることになっていますので、ご協力ください。

もし、入林の許可を受けるのであれば、管轄する北海道森林管理局の上川中部森林管理署、上川南部森林管理署、十勝西部森林管理署東大雪支署に申し込みください。

詳しくは、これにあります。（パンフを示す。）

4 もしも、木を切ったり、植物を探ったり等の不法な行為を見たときは
まず、はじめに、ここは森林生態系保護地域ですので木の枝を折ったり、
植物は採取しないでくださいと注意する。

次に、探ったりしたものは元に戻すよう説得する。

Q なぜですか。

A この森林生態系保護地域は全区域が国有保安林ですので森林法によつて樹木の伐採や損傷等が禁じられています。違反すると森林法違反として罰せられます。また、場所によっては自然環境保全法・自然公園法等の違反にもなります。

5 施設や標識を毀損していたら

施設や標識は皆のために整えているものです。悪戯しないで下さい。

Q 私の勝手でしょう、なんでとがめるのですか？

A 公共のための施設です。壊すと公共物の毀損に当たります。

森林法、国有財産法、自然環境保全法、自然公園法等の施設の破壊・毀損として罰せられることになります。

あなたの悪戯したところは、あなたが責任を持って直して下さい。（原状回復措置）

Q 私にそんな義務がありません。ほっといて下さい。

A 皆が使うためのモノを壊したら、壊した人が責任を負うのが、世の中のルールです。私の言うことを聞いてもらえないとき、法律的な措置になってしましますよ。

Q 法律的な措置とはどんなことですか。

A 法律に従って、あなたが悪戯したところを「原状回復措置命令」や、「損害賠償請求」で元のとおりにしてもらうことです。

6 犬、その他のペットを連れて入っていたら

ペットの持ち込みはやめて下さい。

Q ペットがなんで駄目なのですか？

A 保存地区（コアエリア）には、貴重な動物、植物、自然環境があります。ペットの持ち込みにより、貴重な森林生態系に悪影響を与える恐れがあるからです。保存地区（コアエリア）が特別な地域であることを理解して下さい。

Q どんなペットも駄目なんですか？

A 駄目です。保存地区（コアエリア）を自然のままに維持するためです。
森林生態系保護地域は、貴重な森林生態系ということで守っていることを理解して下さい。

7 野生動物に餌を与えていたら

野生動物に餌を与えるのはやめてください。

8 空き缶、ごみ、瓶などを放棄していたら

あとから来る人のためにも、空き缶、ごみ、食べ残し、空瓶は持ち帰って下さい。

Q ごみ処理は国等でやるべきでしょう？

A 自然のままで利用するということは、利用する人がそれぞれ自分の行為に責任を持つということです。自然保護憲章の精神を守って、あなたも、ぜひ自然保护を考えた利用をして下さい。

Q なぜ屑籠や便所等を沢山作らないのですか？

A ここは利用する人がそれぞれマナーを重んじて利用するところなのです。自然を大切にするためのマナーを守ってもらえば大丈夫なんです。

9 指定地以外で野営しているとき

野営指定地以外で野営すると、植生の踏み荒らしなど自然環境への影響が出ますので、野営指定地でお願いします。

また、野営指定地以外にテント等を設置することは自然公園法で規制されています。

Q 野営指定地はどこにありますか？

A （図面等により）この近くではここになります。

10 森林生態系保護地域内の事故防止のために

入林者への利用の指導・普及を図る区域と主な内容は

- ① 既存歩道以外の入山・歩行の禁止と注意指導→保存地区（コアエリア）
- ② 焚き火の禁止→全地域
- ③ タバコの吸殻の後始末の完全励行と、注意・指導→全地域
- ④ 日没後の登山への注意・指導→全地域
- ⑤ ヒグマ出没への注意・指導→全地域

II その他

1 入林マナー

① 決められた道を歩きましょう！

決められたルートでも期間箇所が多くあります。安易な気持ちでの入林はしないでください。

② 動植物を大切に！

大雪山の自然はみんなのものです。

植物を探ったり踏み荒らさないで下さい。

③ ゴミは持ち帰りましょう！

野生生物に悪影響を及ぼす恐れがあるのでゴミは絶対に捨てないでください。

必ず持ち帰りましょう。

④ トイレは適切に！

トイレは入林前に済ませ、携帯トイレを持参しましょう。

⑤ たき火はやめましょう！

山火事の原因になります。

火の取り扱いは止めましょう。

⑥ ペットの持ち込みはやめましょう！

貴重な生態系に悪影響を与える恐れがあります。

⑦ 魚釣りはやめましょう！

魚も生態系の一部です。

2 一日ボランティア巡視員

大雪山森林生態系巡視員が実施する巡視活動と合わせて行うガイドツアー等において、巡視員と行動を共にする旅行者等を「一日ボランティア巡視員」として巡視活動の補助者とすることができる。（レクリエーション保険等への加入の無い者は対象にしない。）

一日ボランティア巡視員とする場合は、入山マナーの向上や巡視活動の強化のため、巡視員は巡視活動の心得など必要なレクチャーを行うとともに、一日ボランティア巡視記録（別紙2）に記載をお願いする。

一日ボランティア巡視記録は、大雪山森林生態系巡視員日誌の提出に合わせ、提出する。ボランティア森林パトロールの腕章を借与する。

3 大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員会議

原則、年度に一度、森林管理署は大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員会議を開催し、森林管理署からの伝達、研修の実施、巡視員との意見交換など制度の充実を図る。

4 他機関の巡視員活動との連携

森林管理署は、大雪山森林生態系巡視員の巡視活動が、GSS（グリーン・サポート・スタッフ：後述）のほか、環境省のパークボランティア、上川総合振興局環境生活課の道自然保護監視員、鳥獣保護員、希少野生動植物保護監視員、各市町の巡視員等の活動と連携を図るよう努める。

他機関との合同パトロール等については、森林管理署は職員を派遣するなど協力するとともに、大雪山森林生態系巡視員への協力の呼びかけなどを行う。

(別紙2)

大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員

一日ボランティア巡視記録

巡視員氏名

一日ボランティア巡視員氏名

入林年月日

平成 年 月 日～ 月 日

入林ルート

ゴミの拾得について

歩道等の荒廃・損壊・補修について

植物の盗掘や樹木の伐採について

避難所、トイレ、看板等について

その他気付いた事について

巡視員活動にご協力いただきありがとうございました。

林野庁

国有林利用の基本的なルール

1 森林生態系保護地域への入林の手続きについて

(1) 基本的事項

森林生態系保護地域内の大雪山国立公園計画に掲載のある利用施設は、原則、入林届、入林承認申請は不要です。なお、登山道入口等に入林者名簿がある場合には、氏名などを記入してください。利用者の動向を知るための資料として活用します。(登山計画書ではありませんのでご注意ください。)

森林生態系保護地域の保全利用地区（バッファ）においては、登山や森林レクリエーションの利用が可能です。国立公園施設の歩道等以外の利用は、入林届が必要です。

森林生態系保護地域の保存地区（コア）においては、国立公園施設になっている歩道等においてのみ登山や森林レクリエーションの利用が可能です。国立公園施設以外を利用した森林レクリエーション等利用はお断りしています。

国有林野であっても使用許可等契約地内については、契約者のルールに従うことがあります。

(2) 入林届

森林生態系保護地域の保全利用地区において、登山や森林レクリエーションで大雪山国立公園の利用施設以外へ入林する場合には、森林管理署または森林事務所へ入林届の提出が必要です。

(3) 入林承認申請

森林生態系保護地域内で次のような活動を行う場合に、森林管理署への入林承認申請が必要です。

- ・環境調査などの各種調査
- ・測量
- ・イベント開催（ガイドツアー（注）を含みます。）
- ・取材
- ・刈払い、歩道の修繕、看板の設置・補修
- ・植物の採取（学術研究等以外は認められません。）
- ・保存地区で国立公園施設以外に入林する場合

注：ガイドツアーの入林承認申請については、大雪山森林生態系巡視員にあっては、巡視活動予定届の提出をもって、それに代えることができます。

(4) 登山計画書

森林管理署及び支署では、「登山計画書」（登山届）は受け付けておりません。森林生態系保護地域内で登山を行う場合は、警察署への提出をお願いします。北海道警察本部のホームページから「安全登山情報」をご覧ください。

2 森林生態系保護地域内の歩道等の利用マナー

- ・高山植物の保護、着床促進のため、登山道を踏み外さないようにしましょう。多少歩きづらくとも、植物を踏むより足元が汚れた方がましです。
- ・スティックを使用する場合は、石突きにキャップをしましょう。
- ・火山性堆積物により登山道の固定化の遅れている急傾斜箇所（十勝岳中腹、旭岳など）では極力九十九折りに歩きましょう。
- ・黄色（赤色）の目印の石などを動かしてしまった場合は、元の位置または適切な位置に戻しましょう。
- ・転倒の原因になりそうな浮き石や小枝はどかすか固定しましょう。
- ・携帯トイレを持ち歩きましょう。
- ・ゴミを見つけたら持ち帰りましょう。

注：本マナーについては、大雪山森林生態系巡視員会議等で話し合い、国立公園の利用に係る協議等の土台となっていきます。

4 歩道の補修や刈払いを行う場合の手続き

(1) 登山道整備（標識修繕等を含む）

- ① 自然公園法に基づく事業執行の認可がされている路線にあっては、環境省及び被認可者に相談する。
- ② 森林管理署へ事前に入林承認申請を行う。
- ③ 土地の形質の変更（コンクリートの打設、大規模な自然石の移動など）を含む場合は、森林法第34条に基づき保安林の知事の許可を要するので、事前（2週間以上前）に北海道に作業許可申請する。
- ④ 国立公園の事業執行者が実施する場合は、使用許可（借受（無償））が必要。

(2) ササ刈り、ハイマツ刈り

- ① 自然公園法に基づく事業執行の認可がされている路線にあっては、環境省及び被認可者に相談する。

- ② 森林管理署へ事前に入林承認申請を行う。
- ③ ハイマツ等木本類（倒木又は枯死木は除く。）の伐採・損傷を含む場合は、森林法第34条に基づき保安林の知事の許可を要する場合があるので、事前（2週間以上前）に北海道に相談する。
- ④ 国立公園の事業執行者が借受地内のササ刈りを行う場合は、入林承認申請は不要。

（3）使用許可（借受）地の場合

- ① 借受者の同意が必要。
- ② 自然公園法に基づく事業執行の認可がされている路線にあっては、環境省及び被認可者に相談する。
- ③ 整備内容によっては、使用許可契約に基づき、借受者は森林管理署と事前の協議が必要な場合がある。

5 その他

（1）クワウンナイ川の沢登り

- ・遭難が多発していたため、入林時期を制限している。
- ・上部は保存地区になるが、手続きは入林届で対応。
- ・今後は入林規制で無く、登山者の自主規制に移行予定。

（2）上俵真布林道を利用した入林

- ・上俵真布林道に続く扇沼歩道は国立公園施設ではないため管理していない。
- ・既設の歩道を利用する入林者には林道の鍵を貸している。（15台分）
- ・鍵の貸し出し時に氏名・住所・連絡先を確認しているので入林届は省略。
- ・森林生態系への影響があれば、入林の制限・閉鎖もあり得る。

（3）昨年の台風等のため今シーズン閉鎖の可能性がある林道

登山口	林道名	歩道名	国立公園施設名
黒岳	—	黒岳1号	層雲峠勇駒別
沼ノ原	層雲峠本流	石狩川本流	ヤンベタップ五色
扇沼山	上俵真布	扇沼	—
ニセイカウシュッペ	古川砂金越	ニセイカウシュッペ	層雲峠ニセイカウシュッペ
ユニ石狩	由仁石狩	三股越	三国沢ユニ石狩

（4）使用許可または使用承認（無償）している国立公園の歩道敷き

沼ノ原木道	環境事務所	約807m
沼ノ原木道	十勝総合振興局	約1,698m
沼巡り遊歩道	上川総合振興局	約8,714m

双瀑展望台遊歩道	上川町	約 454m
紅葉谷遊歩道	上川町	約 415m
黒岳遊歩道（リフト駅間）	りんゆう	約 494m
黒岳登山道敷（リフト駅—山頂）	上川総合振興局	約 1,750m
旭岳ロープウェイ駅間の国有林部分	上川総合振興局	約 19m
天人峡羽衣の滝（旧木橋及び歩道）	上川総合振興局	約 1,152m
天人峡羽衣の滝（新橋梁及び歩道）	道環境生活部長	約 234m
トムラウシ木道	十勝総合振興局	約 130m
望岳台自然探勝路	上川総合振興局	約 786m
白金野鳥の森	環境事務所	約 5,690m

※延長は面積を巾 2m で換算。

6 エゾシカ影響調査へのご協力のお願い

北海道森林管理局では、エゾシカ被害の軽減に資するため、エゾシカの生息状況把握のための影響調査として簡易チェックシートを導入し、全道で職員が調査を行っています。

チェックシートの報告の少ない山岳地域を埋めていくことが、高山植物の保護にも有効と考えられます。

このため、大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡視員の方々にも、本調査にご協力をお願いします。（「簡易チェックシートを用いたエゾシカ影響調査へのご協力のお願い」参照）

(参考)

森林法（昭和26年6月26日法律第249号、抜粋）

(保安林における制限)

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

六 その他農林水産省令で定める場合

森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号、抜粋）

(立木の伐採の許可を要しない場合)

第六十条 法第三十四条第一項第九号（法第四十四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

三 倒木又は枯死木を伐採する場合

2 前項第五号から第九号までの規定による届出は、伐採をしようとする日の二週間前までに届出書(一通)を提出してしなければならない。

3 前項の届出書には、図面を添えなければならない。

(立竹の伐採等の許可の申請)

第六十一条 法第三十四条第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けようとする者は、申請書(二通)に図面を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

(軽易な行為)

第六十二条 法第三十四条第二項第五号（法第四十四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽易な行為は、次のとおりとする。

二 倒木又は枯死木の損傷

国有林野管理規則（昭和36年3月28日農林省訓令第25号）

(国有林野への入林)

第78条 森林管理局長は、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、国有林野への入林に関する規則を定めることがで
きる。

資料 1－4

スケジュール等について

1 今後のスケジュールについて

5月24日 巡視員会議を開催

3月頃 平成30年度に向けた巡視員会議を開催

(平成30年度以降はマニュアルにもあるとおり原則年1回の開催)

2 マニュアル等の公表について

巡視員のマニュアル及び巡視員の氏名・所属はHPに掲載する予定です。

氏名等の公表をしてほしくない場合は事前にお知らせください。

3 巡視員会議で配布される物

- ・巡視員証兼委嘱状
- ・巡視員マニュアル（資料2）
- ・巡視員名簿（相互連絡用の物でHP掲載用ではありません）
- ・巡視員の腕章（貸与）
- ・大雪山森林生態系保護地域にかかる国有林の地図
- ・大雪山森林生態系保護地域の区域図
- ・携帯トイレ
- ・一日ボランティア巡視員用の腕章（貸し出し）
- ・協賛者からの提供物（後日連絡）

大雪山森林生態系保護地域ボランティア巡回員

平成29年度

	団体等名称	氏名
1	北海道山岳ガイド協会	池永 鮎次
2	大雪と石狩の自然を守る会	寺島 一男
3	大雪と石狩の自然を守る会	渡辺 辰夫
4	大雪と石狩の自然を守る会	関口 隆嗣
5	大雪と石狩の自然を守る会	竹田 洋子
6	大雪と石狩の自然を守る会	狗飼 友子
7	大雪と石狩の自然を守る会	西元 徹
8	大雪と石狩の自然を守る会	福原 基博
9	大雪と石狩の自然を守る会	小野 瑠美子
10	大雪と石狩の自然を守る会	相馬 勉
11	大雪と石狩の自然を守る会	寺前 洋己
12	大雪と石狩の自然を守る会	細川 広子
13	大雪と石狩の自然を守る会	福地 徳次
14	日本野鳥の会旭川支部	柳田 和美
15	(財)日本森林林業振興会旭川支部	真野 浩
16	(財)日本森林林業振興会旭川支部	佐藤 和広
17	個人	田中ひろみ
18	個人ガイド	狩野 明美
19	層雲峽ビジャーセンター	片山 徹
20	層雲峽地区自然ふれあい利用協議会	佐久間 弘
21	(株)りんゆう観光	佐藤 竜也
22	(株)りんゆう観光	山崎 弘二
23	(株)りんゆう観光	高田 瑞樹
24	(株)りんゆう観光	白石 真介
25	(株)りんゆう観光	熊谷 千由紀
26	(株)りんゆう観光	蛇沢 哲也
27	NPO法人かむい	濱田 耕二
28	(有)風の便り工房	佐藤 文彦
29	個人	齊藤 孝之
30	ガイドオフィス風	鳥羽 晃一
31	美瑛山岳会	内藤 美佐雄
32	美瑛山岳会	本村 真紀子
33	美瑛山岳会	佐々木原 喜子
34	(独)国立大雪青少年交流の家	秋山 洋
35	大雪リゾート開発(株)ホテルパークヒルズ	齊藤 信道

資料2

歩道の補修作業等において貸し出しが可能な物品

1. 上川自然保護官事務所

○背負子（ひも付き）	12
○コンテナ	16
○シャベル（白）	3
○バール	2
○かけや	1
○ハンマー	1
○ノコ	2

2. 東川自然保護官事務所

○背負子（ひも付き）	11
○コンテナ	5
○バール	2
○かけや	1
○ハンマー	3
○ノコ	3
○テミ	2

歩道の補修作業等において貸し出しが可能な物品

1 西神楽森林事務所

○背負子	2
○剣先スコップ	8
○鉄梃	2
○掛け矢	3
○石頭ハンマー	1
○ツルハシ	3
○携帯トイレブース	1

2 美瑛森林事務所

○背負子	1
○剣先スコップ	5
○シャベル	10
○掛け矢	2
○ハンマー	1
○ツルハシ	大1、小1
○携帯トイレブース	1

3 上川・清川・層雲峡・大函森林事務所

○背負子	14
○剣先スコップ	13

(1) 高原パトロール事務所

○背負子	5
○石頭ハンマー	3
○携帯トイレブース	1

(2) 銀泉台パトロール事務所

○背負子	5
------	---

○石頭ハンマー 2
○携帯トイレブース 1

(3) 黒岳パトロール事務所

○背負子 5
○剣先スコップ 2
○石頭ハンマー 1
○ハンマー 1

(4) 黒岳山頂倉庫・黒岳石室倉庫

○剣先スコップ 2
○石頭ハンマー 2
○ハンマー 1
○携帯トイレブース 1

美瑛富士における携帯トイレベースの設置及び調査に関する協定書（案）

上川中部森林管理署長（以下「甲」という。）、北海道地方環境事務所上川自然保護官事務所首席自然保護官（以下「乙」という。）及び美瑛富士トイレ管理連絡会（以下「丙」という。）は、美瑛富士における携帯トイレベースの設置及び調査に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、美瑛富士の携帯トイレベースの設置及び調査（以下「当該調査等」という。）が円滑に実施されることを目的とする。

第2（携帯トイレベース設置の位置及び面積）

甲は、上川郡美瑛町白金国有林1075イ林小班、0.0004haを携帯トイレベースの設置スペースとして当該調査等の期間提供するものとする。

第3（活動計画）

乙は、当該調査等の実施にあたって、別紙活動計画を作成し、丙と調整した上で、甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と調整を行うものとする。

第4（活動の実施）

- 1 乙及び丙は、別紙活動計画に沿って当該調査等を実施するものとする。
- 2 甲は、活動の円滑な実施に努めるとともに、活動の実施、普及、広報等に協力するものとする。

第5（入林の際の連絡・調整）

乙または丙は、入林の手続きは要しないこととする。入林する場合にあっては、事前に森林管理署または管轄する森林事務所に連絡し、必要な調整を行うものとする。

第6（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、原則、乙が負担するものとする。

第7（施設の設置等）

- 1 乙は、当該調査等で設置する携帯トイレベースは、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、設置場所についてあらかじめ甲と調整を行うものとする。
- 2 乙及び丙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第8（協定の有効期間）

- 1 この協定は、締結の日から平成30年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から、丙と調整の上申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第9（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年〇月〇日

(甲) 旭川市神楽3条5丁目3番11号
上川中部森林管理署
署長 飯塚 淳

(乙) 北海道上川郡上川町中央町98-4
北海道地方環境事務所上川自然保護官事務所
首席自然保護官 桧 厚生

(丙) 札幌市中央区大通西21丁目3番1-906
美瑛富士トイレ管理連絡会
事務局長 岩村和彦

資料 4

プレスリリース

平成 29 年 5 月 24 日

上川自然保護官事務所

上川中部森林管理署

大雪山における歩道の修繕等ボランティア活動に対する記念品の配布について

大雪山国立公園における国立公園と国有林の連携推進会議（以下、「大雪山連携推進会議」という。）は、大雪山国立公園及び大雪山森林生態系保護地域における登山道等の管理の充実を図るため、ボランティア活動として歩道の修繕等を行う団体の活動に参加する市民に対し、記念品を配布することとしました。

記念品は、冒険家三浦雄一郎氏のご協力により、オリジナルバッヂ（写真）を 500 名分作成しました。配布は、大雪山連携推進会議が別添要領に基づき行います。



表面



裏面

担当 :

環境省北海道地方環境事務所 上川自然保護官事務所 樹
TEL 01658-2-2574

DAISETSUZAN NATIONAL PARK



大雪山国立公園

林野庁北海道森林管理局

上川中部森林管理署 塚田

TEL 0166-61-0207



国民の森林・国有林

別添

大雪山で活動するボランティアに対する記念品の配布要領

1 趣旨

大雪山の景観の保全、自然環境の保護を図るために、歩道の修繕等を行うボランティア活動を推進することとし、ボランティア活動に参加する市民の活動モティベーションの向上に資するため、活動を行う団体等に記念品を配布することとする。

2 配布主体

記念品の配布は、環境省北海道環境事務所上川自然保護官事務所、東川自然保護官事務所、上士幌自然保護官事務所、林野庁北海道森林管理局上川中部森林管理署、上川南部森林管理署及び十勝西部森林管理署東大雪支署が、大雪山国立公園における国立公園と国有林の連携推進会議(以下、大雪山連携推進会議という。)を通じて行う。

3 記念品

- ・概要:缶バッヂ
- ・個数:500個(平成29年度)
- ・配布:無償

4 対象となるボランティア活動

- (1)大雪山国立公園の特別地域(特別保護地区を含む。)内において歩道等国立公園施設の管理に資する活動で、原則、公募により市民が参加する無償の活動(官公庁、企業等から委嘱、委託、雇用されて行う活動を除く。)とする。ただし、必要経費等を参加料として徴することができる。
- (2)主な活動は次のとおりである。
 - ア 歩道の修繕
 - イ トイレの清掃
 - ウ 看板類の補修
 - エ 補修資材の荷揚げ
 - オ 清掃
 - カ 植生等回復
 - キ その他大雪山連携推進会議が認めた活動

5 申請団体等

- ・営利・非営利、民間・官公庁を問わない。
- ・個人は除く。

6 手続き

- ① ボランティア活動を行う団体等(以下、「活動団体」という。)は、事前にボランティア活動の概要、参加人数等を別紙1により大雪山連携推進会議の事務局または管轄する自然保護官事務所並びに森林管理署(支署)に申請する。
- ② 大雪山連携推進会議が活動内容等を審査し、要件に満たす活動に対し、記念品を活動団体に配布する。
- ③ 活動団体は、活動の概要を別紙2により事務局または管轄する自然保護官事務所並びに森林管理署(支署)に報告する。参加者数に変更があった場合には、申請の変更及び記念品の追加または残余の返却を行う。

7 活動の支援

- ・大雪山連携推進会議は、活動団体が実施するボランティア活動に対し、広報、技術的支援、活動に必要な機材の貸し出しなどで協力する。
- ・活動団体が行う活動に当たっては、大雪山連携推進会議を通じて、パークボランティア、森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ(GSS))、大雪山森林生態系地域ボランティア巡回員等と連携を図る。

配布主体連絡先

環境省北海道地方環境事務所	上川自然保護官事務所	TEL 01658-2-2574
	東川自然保護官事務所	TEL 0166-82-2527
	上士幌自然保護官事務所	TEL 01564-2-3337
林野庁北海道森林局	上川中部森林管理署	TEL 0166-61-0207
	上川南部森林管理署	TEL 0167-52-2772
	十勝西部森林管理署東大雪支署	
		TEL 01564-2-2141

別紙1

ボランティア活動に係る記念品配布申請書

平成 年 月 日

1 団体名

住所

代表者氏名

連絡先

2 活動日時

3 活動場所

4 活動内容

5 参加者数

(団体の職員等を除く。)

6 特記事項(用具の貸し出し希望など)

別紙2

ボランティア活動報告書

平成 年 月 日

1 団体名

住所

代表者氏名

連絡先

2 活動日時

3 活動場所

4 活動内容

5 参加者数

(変更があった場合は、変更増減数。)

注：活動状況がわかる写真を添付。

参加者数が分かる参加者名簿等を添付。

(参考)

大雪山国立公園における国立公園と国有林の 連携推進会議設置要領

(目的)

第1条 大雪山国立公園における国立公園と国有林の連携推進会議（以下「会議」という。）は、大雪山国立公園における国立公園と国有林の連携の強化を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 会議においては、国立公園、国有林の管理について、情報交換、意見交換を行うものとする。

(構成)

第3条 会議は、上川自然保護官事務所、東川自然保護官事務所、上士幌自然保護官事務所、上川中部森林管理署、上川南部森林管理署及び十勝西部森林管理署東大雪支署により構成するものとする。

(開催)

第4条 会議は、定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。

(庶務)

第5条 庶務は上川中部森林管理署及び上川自然保護官事務所において行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮って定めるものとする。

附 則 この要領は平成28年9月29日から適用する。

附 則 この要領は平成29年5月23日から適用する。

(参考)

平成29年度の登山口へ通じる主な林道の状況

登山口	林道等名	状況
沼ノ原（ヤンベタップ）	層雲峠本流林道	平成28年路体流出により通行不可（平成29年度・平成30年度の2ヶ年で工事を予定）
ニセイカウシュッペ	古川砂金越林道・ニセイカウシュッペ作業道	通行可能（5月31日時点での見込み）
美瑛富士	涸沢林道	通行可能